

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年7月31日
【事業年度】	第36期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	関西国際空港土地保有株式会社
【英訳名】	KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT LAND COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 千代 幹也
【本店の所在の場所】	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
【電話番号】	072-455-2220
【事務連絡者氏名】	取締役 岩井 正憲
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
【電話番号】	072-455-2220
【事務連絡者氏名】	取締役 岩井 正憲
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	29,264	29,860	28,671	27,867	29,338
経常利益 (百万円)	15,438	16,107	16,815	16,802	18,633
当期純利益 (百万円)	15,822	11,160	11,634	11,655	12,901
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	814,990	814,990	814,990	814,990	814,990
発行済株式総数 (株)	16,299,180	16,299,180	16,299,180	16,299,180	16,299,180
純資産額 (百万円)	645,087	656,248	667,882	679,537	692,439
総資産額 (百万円)	1,470,798	1,468,799	1,465,266	1,463,389	1,465,500
1株当たり純資産額 (円)	39,577.92	40,262.66	40,976.46	41,691.53	42,483.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	970.71	684.74	713.79	715.07	791.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	43.86	44.68	45.58	46.44	47.25
自己資本利益率 (%)	2.48	1.72	1.76	1.73	1.88
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,527	13,633	15,847	18,372	13,573
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	△1	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△15,527	△13,632	△15,847	△18,371	△13,573
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	0	0	0	0	0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
株主総利回り (比較指標：—) (%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含みません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であることから記載していません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しています。

なお、従業員数については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号。以下「統合法」という。)附則第3条第3項に基づき、2012年7月1日付けで当社を吸収分割会社とし、新関西国際空港(株)を吸収分割承継会社とする吸収分割を行ったことにより、当

社従業員は全て新関西国際空港（株）に移り、当社業務は同社に委託していることから、従業員数は0人です。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載していません。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28条 2018年2月16日）等を第35期の期首から適用しており、第34期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっています。

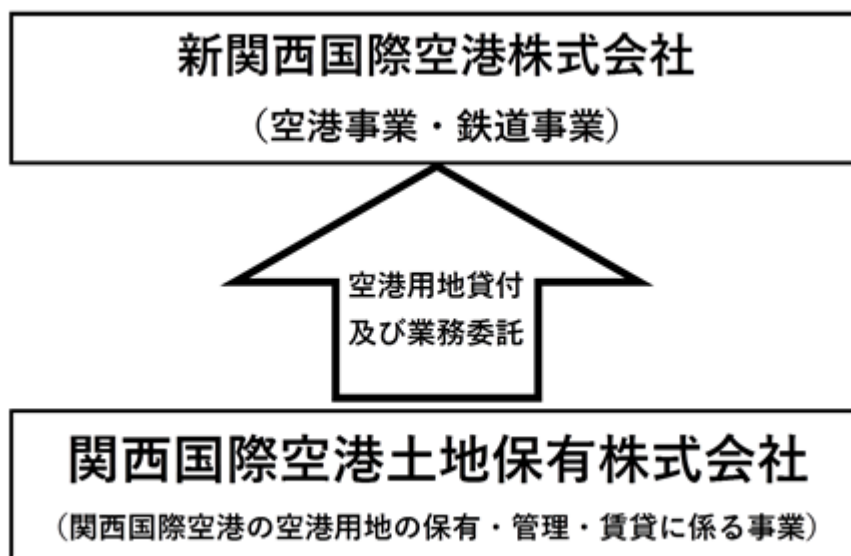
2【沿革】

1984年 6月	関西国際空港株式会社法成立（昭和59年法律第53号）
10月	関西国際空港(株)設立
1986年 4月	大阪府漁連と漁業補償契約の調印
12月	関西国際空港に係る飛行場設置許可を取得 (有)関西エアポートエージェンシー設立（2005年 6月株式会社化）
1987年 1月	関西国際空港の公有水面埋立免許を取得、現場海域で本工事に着手
6月	空港連絡橋工事に着手
12月	空港連絡鉄道に係る第三種鉄道事業免許を取得
1988年12月	空港島護岸の概成、埋立工事に着手
1989年 9月	関西国際空港熱供給(株)設立
1990年11月	関西国際空港情報通信ネットワーク(株)設立
1991年 5月	旅客ターミナルビル工事着手
7月	関西国際空港セキュリティ(株)設立
12月	空港島造成工事完了（埋立土砂の搬入を完了）
1992年 7月	関西国際空港給油(株)設立
12月	管制塔、大阪航空局庁舎完成
1993年 3月	共同溝築造工事、雨水排水施設築造工事等の地下埋設物工事を完了
7月	関西国際空港施設エンジニア(株)設立
12月	空港基本施設（滑走路、誘導路、エプロン）、航空保安施設完成
1994年 1月	空港島造成工事全工区竣工
3月	飛行場検査を経て空港適合合格書を取得、空港連絡橋完成（空港連絡鉄道の試運転開始）
6月	旅客ターミナルビル等空港諸施設完成、本社を空港島内に移転、空港連絡鉄道開業
9月	関西国際空港開港
1995年 6月	複合管理棟（エアロプラザ）開業
1996年 6月	関西国際空港用地造成(株)設立
1999年 6月	関西国際空港 2期事業に係る飛行場施設変更許可を取得
7月	関西国際空港 2期事業に係る公有水面埋立免許を取得、関西国際空港 2期工事に着手
2001年11月	2期空港島護岸概成、埋立工事に着手
2002年12月	関西国際空港(株)の安定的な経営基盤を確立するための措置について国土交通・財務両大臣間合意
2004年12月	2007年 2期限定供用に向けた施設整備について、国土交通・財務両大臣間合意
2005年10月	2期滑走路の用地完成及び工事着工
2007年 8月	2期限定供用開始・第 2 滑走路オープンにより、4,000m級複数滑走路を持ち24時間利用可能という世界標準に適った運用を開始
2008年 4月	空港連絡橋鉄道部分の橋梁防風柵が完成
2009年 4月	2期南側貨物エプロンの供用を開始 関西国際空港連絡橋道路部分を西日本高速道路(株)へ移管
2010年 3月	国際線出国エリア（旅客ターミナルビル 3 階）「K I X エアサイドアベニュー」がグランドオープン
2010年 9月	医薬品専用共同定温庫（愛称：KIX-Medica）がオープン
2011年 5月	統合法が国会で可決・成立（平成23年法律第54号）
2011年10月	L C C 拠点整備事業着手
2012年 5月	当社を吸収合併存続会社、関西国際空港用地造成(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結 当社を吸収分割会社、新関西国際空港(株)を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結
2012年 7月	関西国際空港用地造成(株)を株式取得により完全子会社化、同社を吸収合併 関西国際空港の空港用地の保有及び管理以外の事業並びに当該事業に係る権利及び義務を新関西国際空港(株)に承継、商号を関西国際空港土地保有(株)に変更 国が保有する当社の株式を新関西国際空港(株)に現物出資、同社が当社の親会社となる

3【事業の内容】

当社は、関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業を行っています。なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

以上に述べた事業の系統図は、以下のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権 の被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 新関西国際空港株式会社	大阪府 泉南郡 田尻町	300,000	空港事業・鉄道事業	66.5	関西国際空港用地の賃貸、業務の委託 役員の兼任 5名

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメントの名称を記載しています。

2. 有価証券届出書及び有価証券報告書を提出しています。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社の業務は全て新関西国際空港(株)に委託していることから、提出会社の従業員数は0人です。

(2) 労働組合の状況

労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（経営方針）

当社は、関西国際空港の基本的な財産である空港用地の適正かつ確実な管理を行うことを主な役割としており、これらの事業について2016年度からは、新たな空港運営権者である関西エアポート(株)が実施しています。当社は、空港運営の基盤となる土地について新関西国際空港(株)のモニタリング事業を通じて、関西エアポート(株)が実施する災害への備えや環境保全の実施状況を確認します。また当社は、新関西国際空港(株)から空港用地の賃料収入等を得ながら、残る債務の円滑かつ確実な返済を図ります。

（経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題）

当社は、コンセッション期間中も引き続き、新関西国際空港(株)の子会社として、国土交通大臣の認可を受けた新関西国際空港(株)からの賃料収入と同社の高い信用力で調達した低金利の資金により、債務の確実な返済を進めていきます。なお、平成30年台風21号被害を受けて関西エアポート(株)が実施する防災機能強化対策事業に対し、新関西国際空港(株)が国において措置された1,500億円の財政融資を活用しつつ、事業に要する費用の一部を負担することとしていますが、当社の債務返済には影響は生じません。

また、同期間中、実施契約に基づき関西エアポート(株)が行う高潮対策、津波対策等の防災機能強化工事、環境監視等について、新関西国際空港(株)が関西エアポート(株)に対して行うモニタリング等を通じ、その計画、進捗、成果等を確認していきます。

特に平成30年台風21号被害を受けて、関西エアポート(株)が実施する護岸の嵩上げ等を含む防災機能強化対策事業が迅速かつ着実に完了するよう、その進捗状況について、新関西国際空港(株)が関西エアポート(株)に対して行うモニタリング等を通じて確認していきます。

なお、関西エアポート(株)において実施する防災機能強化対策事業により、機能強化された護岸等の施設については、関西エアポート(株)から新関西国際空港(株)が取得したのち、最終的に当社に引き渡されることとなっています。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要な事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものです。

法的規制等について

当社の事業活動は、統合法、その他関連法規により規制を受けています。

統合法では、第12条第1項第1号の規定による国土交通大臣の指定を附則第20条第1項の規定により当社が受けたものとみなし、新関西国際空港株式会社が指定会社である当社の発行済株式の総数の半数以上を保有すること

（第13条第1項第1号及び第8項）を規定しています。また、新関西国際空港株式会社に対する空港用地の貸付条件（同条第3項）、弁済期限が一年を超える社債の発行又は借入（第23条第3項）、重要な財産の譲渡（第13条第6項）、会社の定款の変更（同条第7項）等に関して国土交通大臣の認可が必要となり、特定空港用地保有管理事業の実施に関する計画（同条第2項）及び毎事業年度の事業計画（同条第5項）に関して国土交通大臣への提出が必要となります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要及び経営者の視点による分析・検討内容は次のとおりです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況及び経営者の視点による分析・検討内容

当社は、当社の債務について、新関西国際空港(株)との間で締結している関西国際空港用地の賃貸借契約に基づき、新関西国際空港(株)から得た賃料収入により償還期限の到来した債務の一部を返済したほか、残る債務については、新関西国際空港(株)よりその高い信用力で調達した低金利の資金を借入れ、着実に返済を行っており、2059年度の債務完済に向けて計画どおり進んでいます。

なお、平成30年台風21号により損傷した護岸等については、新関西国際空港(株)と関西エアポート(株)の実施契約に基づき、関西エアポート(株)が復旧工事を実施しています。

これらの結果、当社における当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

①財政状態

当事業年度における資産合計は1,465,500百万円、負債合計は773,060百万円、純資産合計は692,439百万円となりました。

(資産の部)

流動資産は45,412百万円と、前事業年度末より2,877百万円増加となり、固定資産は1,420,087百万円と、前事業年度末より767百万円の減少となりました。

資産合計は1,465,500百万円と、前事業年度末より2,110百万円の増加となりました。

(負債の部)

負債合計は773,060百万円と、前事業年度末より10,790百万円の減少となりました。このうち、有利子負債については、短期借入金が580百万円、長期借入金が3,784百万円とそれぞれ増加したものの、社債が9,999百万円の減少となったことにより、全体では5,634百万円の減少となりました。

(純資産の部)

純資産合計は、当期純利益を12,901百万円計上したことにより、692,439百万円となりました。なお、当期純利益はその同額を関西国際空港用地整備準備金の積立に充てています。

②経営成績

(営業収益)

当事業年度における営業収益は29,338百万円と、前事業年度に比べ1,471百万円の増収となりました。

(営業費用)

当事業年度における営業費用は6,454百万円と、前事業年度に比べ153百万円の増加となりました。

(営業利益)

以上の結果、当事業年度における営業利益は22,884百万円と、前事業年度に比べ1,318百万円の増益となりました。

(営業外損益)

当事業年度における営業外収益は、受取利息等により3百万円となり、前事業年度に比べ1百万円の増加となりました。一方、営業外費用については、支払利息により4,254百万円となり、前事業年度に比べ511百万円の減少となりました。

(経常利益)

以上の結果、当事業年度における経常利益は18,633百万円と、前事業年度に比べ1,831百万円の増益となりました。

(特別損益)

当事業年度において特別利益及び特別損失の計上はありません。

(当期純利益)

以上により、税引前当期純利益は18,633百万円となり、また法人税、住民税及び事業税や法人税等調整額を減した結果、当期純利益は12,901百万円と、前事業年度に比べ1,246百万円の増益となりました。

当社は、関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業を行う単一セグメントであるため、報告セグメントに係る情報は記載していません。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、期末日以降財務諸表作成時までに入手可能な情報を考慮し、当社への影響は限定的であり、会計上の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しています。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は0百万円と、期首より0百万円の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

なお、当社の資本の財源及び資金の流動性については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しています。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、13,573百万円(前年同期は18,372百万円の獲得)となりました。これは主に、新関西国際空港株式会社からの安定的な土地賃料収入によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動は行っていません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、13,573百万円(前年同期は18,371百万円の使用)となりました。これは、主に長期借入金の返済・社債の償還が57,195百万円となる一方、長期借入れによる調達が43,041百万円となったことによるものです。

(3)生産、受注及び販売の実績

①生産及び受注の実績

当社は、関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業を行っていますが、生産及び受注については該当事項はありません。

②販売の実績

当社は関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業を行う単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は、次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業	29,338	105.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
新関西国際空港(株)	27,867	100.0	29,338	100.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

4【経営上の重要な契約等】

I. 新関西国際空港(株)との賃貸借契約

当社は、2012年6月28日の取締役会における決議に基づき、新関西国際空港(株)との「賃貸借契約」を締結しており、その主な内容は以下のとおりです。

契約相手方：新関西国際空港(株)

賃貸借物件：関西国際空港用地及び同空港用地の管理に必要となる構築物

契約内容：関西国際空港の設置及び管理等の事業に使用することを目的とする当該物件の賃貸借契約

契約締結日：2012年6月29日

賃貸借期間：2012年7月1日から2060年3月31日まで

II. 新関西国際空港(株)との金銭消費貸借契約

当社は、2012年6月28日の取締役会における決議に基づき、新関西国際空港(株)との「金銭消費貸借契約」を締結しており、その主な内容は以下のとおりです。

契約相手方：新関西国際空港(株)

契約内容：新関西国際空港(株)との金銭消費貸借契約

契約締結日：2012年6月29日

借入金額：42,918百万円

借入日：2012年7月1日

契約期限：2045年12月31日

(注) 上記契約に基づき当社が新関西国際空港(株)に対して負担する元利金支払債務と、「I. 新関西国際空港(株)との賃貸借契約」に基づく当社の新関西国際空港(株)に対する貸付料債権とを対当額で相殺する。

III. 新関西国際空港(株)との業務委託契約

当社は、2012年6月28日の取締役会における決議に基づき、新関西国際空港(株)との「業務委託契約」を締結しており、その主な内容は以下のとおりです。

契約相手方：新関西国際空港(株)

契約内容：統合法第12条に基づき当社が行うこととなる空港用地保有管理事業の円滑な運営のため、当社から外注すべきものも含めて、当社の運営業務を新関西国際空港(株)に包括的に委託するもの。

契約締結日：2012年6月29日

契約期間：2012年7月1日から2021年3月31日まで(注)

(注) 契約期間が満了する日の3箇月前までに契約終了の意思表示がない場合、更に3年間自動更新され、以降も同様とする。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、主要な設備に重要な異動はありません。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりです。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)		従業員数 (人)
		土地 (面積千㎡)	合計	
本社 (大阪府泉佐野市)	土地	1,420,086 (10,351)	1,420,086	0

(注) 1. 当社は大阪府泉佐野市に、土地は大阪府泉佐野市、泉南郡田尻町及び泉南市に所在する関西国際空港用地です。

2. 従業員数については、当社の業務は全て新関西国際空港(株)に委託していることから、提出会社の従業員数は0人です。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等計画

当社の負担による重要な設備の新設等の計画はありません。

新関西国際空港(株)によるコンセッションの実施に伴い、護岸の嵩上げ工事等は関西エアポート(株)が自らの判断・費用において引き続き行っていますが、新関西国際空港(株)を通じて、関西エアポート(株)による工事等の実施状況を確認していきます。

なお、平成30年台風21号を受けて関西エアポート(株)が実施する護岸の嵩上げ等を含む防災機能強化対策事業に対して、新関西国際空港(株)がその費用の一部を負担することとしています。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	17,542,000
計	17,542,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年7月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,299,180	16,299,180	非上場	・完全議決権株式 ・単元株式数の定め はありません。
計	16,299,180	16,299,180	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年3月17日（注）	△320	16,299,180	—	814,990	—	—

（注）自己株式の消却による減少です。

(5)【所有者別状況】

（2020年3月31日現在）

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	13	53	4	923	2	3	2,126	3,124	—
所有株式数 (株)	3,569,600	401,020	25,140	12,269,794	1,460	3	32,163	16,299,180	—
所有株式数の 割合（％）	21.90	2.46	0.15	75.28	0.01	0.00	0.20	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

(2020年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
新関西国際空港株式会社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	10,837,760	66.49
大阪府知事	大阪市中央区大手前2丁目1-22	1,802,240	11.06
大阪市長	大阪市北区中之島1丁目3-20	900,760	5.53
兵庫県知事	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	250,820	1.54
和歌山県知事	和歌山県和歌山市小松原通1丁目1	250,820	1.54
神戸市長	神戸市中央区加納町6丁目5-1	125,300	0.77
徳島県知事	徳島県徳島市万代町1丁目1	66,780	0.41
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	53,160	0.33
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	43,700	0.27
京都府知事	京都市上京区下立売通新町西入藪之内町85-4	41,760	0.26
計	—	14,373,100	88.18

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2020年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,299,180	16,299,180	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,299,180	—	—
総株主の議決権	—	16,299,180	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、「株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う」旨を定款に定めていますが、当社は多額の債務を有していることから、まずは債務の円滑な返済を図っていきます。

なお、当社は統合法第15条において、空港用地の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を、国土交通省令で定めるところにより、関西国際空港用地整備準備金として積み立てることが義務付けられています。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社におけるコーポレート・ガバナンスは、監査役（会）設置型の経営機関制度を採用し、経営の重要な意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として取締役会を設置するとともに、監査機関として監査役会を設置しています。

また、当社は、会計監査人による監査に加え、他の民間企業では通常実施されない会計検査院等の国の機関による検査等も受けています。このように、社内外からの多様な監査等を受けることで、法令遵守体制の強化・徹底が図られているものと認識しています。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

① 会社の機関の内容

当社の意思決定、執行、監督を行う経営管理組織は、以下のとおりです。

イ. 取締役会

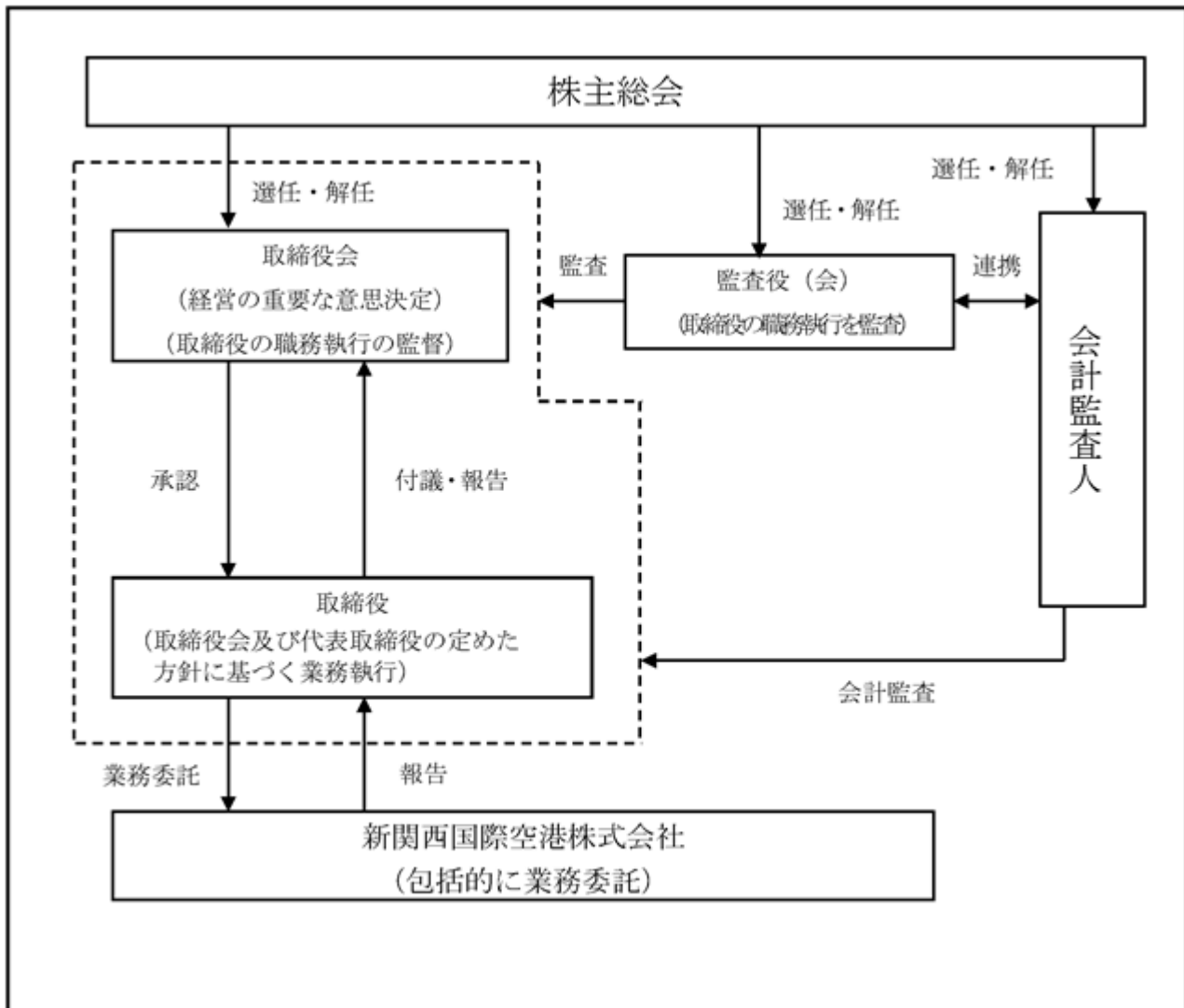
取締役会は、3ヶ月に1回の定例開催と、必要に応じて随時、臨時開催をしています。

経営意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに会社の重要な業務執行を決議するとともに、取締役の職務執行を監督しています。

ロ. 監査役会

監査役会は、原則として3ヶ月に1回の定例開催と、必要に応じて随時、臨時開催することとしています。

監査役は、取締役会へ出席するほか、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役から事業の報告を受け、会社の業務及び財産の状況を調査しています。



(役員報酬の内容)

第28回定時株主総会において、2012年7月1日以降、役員報酬は支給しないものと決定されており、報酬はありません。

(取締役の定数)

当社の取締役は、4名以内とする旨を定款に定めています。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

② 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社の内部統制システム及びリスク管理体制の整備については、統合法をはじめとする法令の遵守はもとより、次のとおり取締役会において決定した内部統制システムの整備の基本方針に基づき、常日頃から行動規範に従い職務に当たるよう努めています。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理規程に従い、適切に保存・管理を行う。
 - ・個人情報を含め会社の保有する情報資産を様々な脅威から保護するために、親会社である新関西国際空港(株)の情報セキュリティポリシー等に準じた対応を行う。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・災害、事故、環境問題、入札談合等に係るリスクについては、未然防止の観点から、親会社である新関西国際空港(株)の規則・指針等に準じた対応を行う。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・業務の有効性と効率性を図る観点から、新関西国際空港(株)に包括的に業務委託を行い、重要なものについては専決規程に従って取締役が決定し、特に重要なものについては取締役会において決定する。また、決定事項は、適宜取締役会に執行状況を報告する。
- (4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ社員行動指針、倫理規程等の規則を制定し、遵守させる。
 - ・会計検査院等の外部機関による検査等を受検する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・親会社である新関西国際空港(株)と情報交換を緊密に行い、グループ全体における業務の適正化の推進に寄与する。
 - ・新関西国際空港(株)によるグループ会社に対する内部監査並びに監査役及び会計監査人による調査に協力する。
 - ・役員の兼任により円滑な意思疎通を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する業務については、新関西国際空港(株)への業務委託により、これに対応する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役の補助に関する新関西国際空港(株)への委託業務の執行については、監査役が委託先への指示等を行う。
 - ・監査役の補助に関する新関西国際空港(株)への業務委託の内容については、監査役の同意を得る。
- (8) 監査役が第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の補助に関する新関西国際空港(株)への委託業務の執行については、委託先に監査役の指揮命令に基づき業務を行わせる。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・監査役は、取締役会への出席、定期的な監査役ヒアリングを実施する。
 - ・取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して速やかに当該事実を報告しなければならないものとする。

- ・取締役は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告を行わなければならないものとする。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役へ報告を行った取締役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、監査役との協議に基づき、毎年度予算措置を講ずる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人を監視、検証する。

また、取締役は、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については、監査役の事前承認を要する。

また、財務報告等の信頼性についても、会計監査人による監査と会計検査院による検査という、外部機関による監査を複数受けていることから、その信頼性は高いものと認識しています。

(2) 【役員の状況】

①役員の一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	千代 幹也	1952年11月16日生	1976年4月 運輸省(現 国土交通省)入省 2001年1月 国土交通省航空局飛行場部関西国際空港・中部国際空港監理官 2002年7月 内閣府政策統括官(経済財政-経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当) 2003年7月 内閣官房内閣審議官(内閣総務官室) 2005年12月 内閣官房皇室典範改正準備室副室長命 2006年7月 同 内閣総務官 内閣官房皇室典範改正準備室長命 2010年8月 同 内閣広報官 2013年12月 西日本旅客鉄道株式会社アドバイザー ジェイアール西日本不動産開発株式会社 顧問 2015年6月 西日本旅客鉄道株式会社常勤監査役(社外) 2019年6月 新関西国際空港株式会社 代表取締役社長(現任) " 関西国際空港土地保有株式会社 代表取締役社長(現任)	(注) 1	—
取締役	安部川 信	1952年4月18日生	1977年4月 関西電力株式会社入社 2009年6月 同 執行役員京都支店長 兼お客様本部長付 兼火力事業本部長付 2012年4月 新関西国際空港株式会社取締役 2012年7月 同 専務取締役 " 関西国際空港土地保有株式会社取締役(現任) 2016年6月 新関西国際空港株式会社 代表取締役副社長(現任)	(注) 1	10
取締役	岩井 正憲	1964年4月21日生	1987年4月 大蔵省(現 財務省)入省 2001年7月 財務省関東財務局理財部審査業務課 金融証券検査官 2007年7月 軽自動車検査協会参事役 2009年3月 同 経営管理部長 2009年7月 (独)農林漁業信用基金林業融資・査定室長 2011年8月 財務省北海道財務局金融商品取引所監理官 2012年7月 同 北海道財務局証券取引等監視官 2014年4月 同 北海道財務局金融商品取引所監理官 (兼)北海道財務局証券取引等監視官 2014年7月 預金保険機構調査部審理役 2017年7月 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道助成統括役 2019年6月 新関西国際空港株式会社 常務取締役 兼常務執行役員(現任) " 関西国際空港土地保有株式会社取締役(現任)	(注) 1	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (株)
取締役	林 泰三	1967年8月13日生	1990年4月 運輸省（現 国土交通省）入省 1997年4月 運輸省航空局監理部総務課補佐官 2006年7月 国土交通省航空局監理部国際航空課航空交渉官 2007年7月 （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 企画調査部上席調査役 2007年8月 同 企画調査部企画課長 2009年7月 国土交通省東北運輸局企画観光部長 2011年10月 同 総合政策局付 （休職・（財）運輸政策研究機構） 2013年7月 同 大臣官房付 （休職・国立大学法人東京大学大学院） 2016年9月 同 大臣官房付 （兼）内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官 補付） （兼）内閣サイバーセキュリティセンター 2018年7月 同 運輸安全委員会事務局総務課長 2019年6月 新関西国際空港株式会社 常務取締役 兼常務執行役員（現任） “ 関西国際空港土地保有株式会社取締役（現任）	（注） 1	—
常勤監査役	川岸 隆彦	1955年10月29日生	2005年6月 大阪ガス株式会社財務部長 2006年6月 同 理事 2006年6月 同 総務部長 2008年6月 同 執行役員 2011年4月 同 常務執行役員 2011年6月 同 取締役 常務執行役員 2014年6月 一般社団法人日本ガス協会常務理事 2016年4月 大阪ガス株式会社参与 2016年6月 同 監査役 2020年6月 新関西国際空港株式会社常勤監査役（現任） “ 関西国際空港土地保有株式会社 常勤監査役（現任）	（注） 2	—
監査役（非常勤）	一幡 孝明	1962年12月12日生	2014年4月 兵庫県北播磨県民局総務室参事（加西市理事） 2016年4月 同 企画県民部男女家庭課長 2018年4月 同 企画県民部管理局私学教育課長 2020年4月 同 出納局長（現任） 2020年6月 関西国際空港土地保有株式会社監査役（現任）	（注） 2	—
監査役（非常勤）	長尾 尚佳	1963年7月23日	2014年4月 和歌山県福祉保健部健康局医務課副課長 2016年4月 同 企画部地域振興局総合交通政策課副課長 2017年4月 同 企画部地域振興局総合交通政策課長 2020年4月 同 企画部地域振興局長（現任） 2020年6月 関西国際空港土地保有株式会社監査役（現任）	（注） 2	—
監査役（非常勤）	金森 真澄 （現姓：榊山）	1967年12月25日	2013年4月 大阪府商工労働部成長産業振興室参事 2014年4月 同 政策企画部戦略事業室参事 2015年4月 同 政策企画部企画室地域主権課長 2017年4月 同 政策企画部戦略事業室特区推進課長 2019年4月 同 府民文化部都市魅力創造局副理事 2020年4月 同 政策企画部広域調整室長（現任） 2020年6月 関西国際空港土地保有株式会社監査役（現任）	（注） 2	—
計					10

（注） 1：2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
 2：2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
 3：監査役一幡孝明、長尾尚佳及び金森真澄は、社外監査役です。

②社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社の社外監査役は3名です。

社外監査役の選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しています。

当社は社外取締役を選任していません。当社は経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し監査役を4名中3名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としています。

③社外取締役及び社外監査役の提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係の概要

当社の社外監査役は3名であり、当社との人的関係、当社株式の所有及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役はいません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査については、会計に関する知識を有し、実務に精通している監査役4名で構成する監査役会で定めた監査役監査要綱に基づき、取締役会への出席並びに定期及び随時の監査等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

② 内部監査の状況

当社では、親会社である新関西国際空港(株)により、個人情報管理状況等業務執行に関する不正の未然防止を目的とした内部監査を実施しています。

内部監査の結果は必要に応じて新関西国際空港(株)で開催される内部統制委員会にて共有し、検証を行う体制を整備しています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

36年間

c. 業務を執行した公認会計士

井上嘉之
奥村孝司

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者等5名です。

なお、当社においては、定期的な監査を受けるとともに、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正化に努めています。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で会計監査を遂行できることを個別に判断しています。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると評価しました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
3	—	3	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針は定めていませんが、規模・特性・監査日数等を勘案した上定めています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役及び監査役会は、契約の相手方、契約内容等を踏まえ、当社から同意を求めた報酬額が妥当であると判断

しました。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けています。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	0	0
売掛金	1,507	3,126
リース債権	38,213	39,620
その他	2,813	2,664
流動資産合計	42,534	45,412
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,420,086	1,420,086
建設仮勘定	767	—
有形固定資産合計	1,420,853	1,420,086
投資その他の資産	1	1
固定資産合計	1,420,855	1,420,087
資産合計	1,463,389	1,465,500
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	580
1年内償還予定の社債	※ 1 9,999	※ 1 40,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 3 47,195	※ 3 60,882
未払費用	580	543
未払法人税等	1,777	1,279
未払金	759	206
その他	81	—
流動負債合計	60,393	103,492
固定負債		
社債	※ 1 119,994	※ 1 79,994
長期借入金	185,194	172,833
関係会社長期借入金	410,830	405,351
繰延税金負債	7,438	11,388
固定負債合計	723,457	669,568
負債合計	783,851	773,060
純資産の部		
株主資本		
資本金	814,990	814,990
利益剰余金		
その他利益剰余金		
関西国際空港用地整備準備金	※ 4 76,124	※ 4 89,026
繰越利益剰余金	△211,576	△211,576
利益剰余金合計	△135,452	△122,550
株主資本合計	679,537	692,439
純資産合計	679,537	692,439
負債純資産合計	1,463,389	1,465,500

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	※1 27,867	※1 29,338
営業費用		
賃貸原価	5,563	5,715
一般管理費	※2 737	※2 739
営業費用合計	6,301	6,454
営業利益	21,565	22,884
営業外収益		
受取利息	※1 0	※1 0
消費税免除益	1	—
その他	0	2
営業外収益合計	2	3
営業外費用		
支払利息	※1 4,766	※1 4,254
営業外費用合計	4,766	4,254
経常利益	16,802	18,633
税引前当期純利益	16,802	18,633
法人税、住民税及び事業税	1,605	1,781
法人税等調整額	3,541	3,950
法人税等合計	5,147	5,732
当期純利益	11,655	12,901

(損益計算書の欄外注記)

(注) 賃貸原価は土地貸付に係るものであります。

【賃貸原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 経費					
公租公課		4,471	80.4	4,535	79.4
業務委託費		64	1.1	69	1.2
リース料元本相当額		1,011	18.2	1,095	19.2
その他		16	0.3	14	0.2
合計		5,563		5,715	
賃貸原価計		5,563	100.0	5,715	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		関西国際空港 用地整備準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	814,990	64,469	△211,576	△147,107	667,882	667,882
当期変動額						
当期純利益			11,655	11,655	11,655	11,655
関西国際空港用地 整備準備金の積立		11,655	△11,655	—	—	—
当期変動額合計	—	11,655	—	11,655	11,655	11,655
当期末残高	814,990	76,124	△211,576	△135,452	679,537	679,537

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		関西国際空港 用地整備準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	814,990	76,124	△211,576	△135,452	679,537	679,537
当期変動額						
当期純利益			12,901	12,901	12,901	12,901
関西国際空港用地 整備準備金の積立		12,901	△12,901	—	—	—
当期変動額合計	—	12,901	—	12,901	12,901	12,901
当期末残高	814,990	89,026	△211,576	△122,550	692,439	692,439

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	16,802	18,633
受取利息	△0	△0
支払利息	4,766	4,254
売上債権の増減額 (△は増加)	1,310	△3,026
預け金の増減額 (△は増加)	298	150
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	94	△2
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△18	156
小計	23,252	20,165
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△4,887	△4,290
法人税等の支払額	△168	△2,303
法人税等の還付額	174	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,372	13,573
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	580
長期借入れによる収入	85,000	43,041
長期借入金の返済による支出	△73,371	△47,195
社債の償還による支出	△30,000	△10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,371	△13,573
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	0	△0
現金及び現金同等物の期首残高	0	0
現金及び現金同等物の期末残高	※ 0	※ 0

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と賃貸原価を計上する方法によっています。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する流動性の高い短期投資からなっています。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、また、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1－2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(貸借対照表関係)

※ 1. 担保資産及び担保付債務

前事業年度 (2019年 3 月31日)

統合法第18条の規定により会社の財産を社債の一般担保に供しています。

当事業年度 (2020年 3 月31日)

統合法第18条の規定により会社の財産を社債の一般担保に供しています。

2. 偶発債務

統合法附則第 7 条第 1 項の規定により、下記の会社の社債に対し、連帯債務を負っています。

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
新関西国際空港(株)	132,812百万円	117,348百万円

※ 3. 関係会社項目

関係会社に対する負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	34,834百万円	48,521百万円

※ 4. 関西国際空港用地整備準備金

前事業年度 (2019年 3 月31日)

統合法第15条の規定に基づく積み立てです。

当事業年度 (2020年 3 月31日)

統合法第15条の規定に基づく積み立てです。

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれています。

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
関係会社への売上高	27,867百万円	29,338百万円
関係会社からの受取利息	0	0
関係会社への支払利息	2,061	2,005

※ 2. 一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
公租公課	737百万円	738百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	16,299	—	—	16,299
合計	16,299	—	—	16,299
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	16,299	—	—	16,299
合計	16,299	—	—	16,299
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	0百万円	0百万円
現金及び現金同等物	0	0

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引（貸主）

リース債権の決算日後の回収予定額

流動資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	1,034	1,058	1,082	1,107	1,132	32,798

(単位：百万円)

	当事業年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	1,121	1,146	1,173	1,200	1,227	33,750

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、関西国際空港の空港用地の整備に要した費用に係る債務返済のために必要な資金を、新関西国際空港(株)からの土地賃料収入若しくは同社からの借入により調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、新関西国際空港(株)に対する関西国際空港用地の賃貸に係るものです。

リース債権は、新関西国際空港(株)に対して、関西国際空港用地の管理に必要となる構築物のリースを行ったことにより発生したものです。

社債、借入金は、社債発行及び政府、地方公共団体、銀行等からの借入によるものであり、償還日は決算日後、最長で36年後です。

また、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	0	0	—
(2) 売掛金	1,507	1,507	—
(3) リース債権	38,213	45,797	7,583
資産計	39,721	47,305	7,583
(1) 社債(*1)	129,994	139,118	9,124
(2) 長期借入金(*2)	643,220	638,581	△4,638
負債計	773,214	777,700	4,485

(*1) 1年内償還予定の社債を含んでいます。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金及び関係会社長期借入金を含んでいます。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	0	0	—
(2) 売掛金	3,126	3,126	—
(3) リース債権	39,620	48,199	8,578
資産計	42,747	51,326	8,578
(1) 短期借入金	580	580	—
(2) 社債（*1）	119,994	127,194	7,199
(3) 長期借入金（*2）	639,066	636,467	△2,598
負債計	759,642	764,242	4,600

（*1）1年内償還予定の社債を含んでいます。

（*2）1年内返済予定の長期借入金及び関係会社長期借入金を含んでいます。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（3）リース債権

元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

（1）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（2）社債

市場価格に基づき算定しています。

（3）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、政府及び地方公共団体からの無利子借入金（前事業年度の貸借対照表計上額180,344百万円、時価161,623百万円、差額△18,721百万円。当事業年度の貸借対照表計上額172,406百万円、時価154,431百万円、差額△17,974百万円。）が含まれています。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	0	—	—	—
売掛金	1,507	—	—	—
リース債権	1,034	4,380	6,066	26,731
合計	2,541	4,380	6,066	26,731

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	0	—	—	—
売掛金	3,126	—	—	—
リース債権	1,121	4,748	6,576	27,174
合計	4,247	4,748	6,576	27,174

3. 社債及び借入金の決算日後の返済予定額
 前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	9,999	40,000	45,000	—	—	34,994
長期借入金	47,195	60,819	56,665	147,754	100,367	230,418
合計	57,195	100,819	101,665	147,754	100,367	265,413

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	580	—	—	—	—	—
社債	40,000	45,000	—	—	—	34,994
長期借入金	60,882	56,730	147,820	100,434	70,411	202,787
合計	101,462	101,730	147,820	100,434	70,411	237,782

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	161百万円	119百万円
その他	43	43
繰延税金資産小計	204	162
評価性引当額	△43	△43
繰延税金資産合計	161	119
繰延税金負債		
土地原価算入租税公課	△121	△121
関西国際空港用地整備準備金	△7,477	△11,386
繰延税金負債合計	△7,599	△11,507
繰延税金負債の純額	△7,438	△11,388

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社は統合法に基づき、2012年7月1日から関西国際空港の空港用地を親会社である新関西国際空港(株)に賃貸しています。(詳細については、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 I. 新関西国際空港(株)との賃貸借契約」に記載しています。)

前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は25,954百万円、賃貸費用は5,290百万円です。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益は27,306百万円、賃貸費用は5,358百万円です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中増減額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	1,420,086	1,420,086
期中増減額	—	—
期末残高	1,420,086	1,420,086

(注) 当社の賃貸等不動産は全て、統合法に基づき親会社である新関西国際空港(株)に賃貸している関西国際空港の空港用地であり、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難であり、時価については記載していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業を行う単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

I 前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業のみを行っているため、該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国又は地域の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
新関西国際空港(株)	27,867百万円	関西国際空港用地の保有・ 管理・賃貸に係る事業

II 当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、関西国際空港用地の保有・管理・賃貸に係る事業のみを行っているため、該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国又は地域の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
新関西国際空港(株)	29,338百万円	関西国際空港用地の保有・ 管理・賃貸に係る事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	新関西国際空港 (株)	大阪府 泉南郡 田尻町	300,000	関西国際 空港及び 大阪国際 空港の設 置及び管 理等	(被所有) 直接 66.5	資金の借入	長期借入金（注1） （借入） （返済）	85,000 61,011	関係会社長期借入金 （含1年内返済予定分）	445,665
							利息の支払（注1）	2,061	その他の流動負債	189
						関西国際空港用地の管理業務の 委託・賃貸	関西国際空港用地 の賃貸及び管理に 必要となる構築物 のリース（注2）	25,954	リース債権 売掛金 その他の流動資産	38,213 1,507 2,598
							リース債権の回収 （注2）	1,011	—	—
							利息の受取（注2）	902	—	—
						連帯債務	連帯債務（保証） 連帯債務（被保証）	132,812 207,293	— —	— —
						役員の兼任5名				
主要株主	大阪府知事	大阪府 大阪市 中央区	—	大阪府 行政	(被所有) 直接 11.1	資金の調達	長期借入金（注3） （返済）	1,661	長期借入金（注3） （含1年内返済予定分）	37,755

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	新関西国際空港 (株)	大阪府 泉南郡 田尻町	300,000	関西国際 空港及び 大阪国際 空港の設 置及び管 理等	(被所有) 直接 66.5	資金の借入	長期借入金（注1） （借入） （返済）	43,102 34,895	関係会社長期借入金 （含1年内返済予定分）	453,872
							利息の支払（注1）	2,005	その他の流動負債	184
						関西国際空港用地の 管理業務の委託・賃貸	関西国際空港用地の 賃貸及び管理に 必要となる構築物の リース（注2）	27,306	リース債権 売掛金 その他の流動資産	39,620 3,126 2,664
							リース債権の回収 （注2）	1,095	—	—
							利息の受取（注2）	936	—	—
						連帯債務	連帯債務（保証） 連帯債務（被保証）	117,348 190,228	— —	— —
						役員の兼任5名				
主要株主	大阪府知事	大阪府 大阪市 中央区	—	大阪府行政	(被所有) 直接 11.1	資金の調達	長期借入金（注3） （返済）	1,661	長期借入金（注3） （含1年内返済予定分）	36,093

取引条件及び取引条件の決定方針

（注1）親会社の貸付原資となる社債・市中借入の調達条件等に基づいた借入条件としています。

（注2）「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令」（平成24年政令第54号）第5条に基づき、決定しています。

（注3）大阪府からの長期借入金については、1996年8月28日締結の「関西国際空港2期事業及び既存施設の能力増強等にかかる事業に対する資金負担に関する覚書」に基づき、貸付期間40年の無利子借入を受けています。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

新関西国際空港株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	41,691円53銭	42,483円07銭
1株当たり当期純利益金額	715円07銭	791円54銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	11,655	12,901
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	11,655	12,901
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,299	16,299

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	679,537	692,439
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	679,537	692,439
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	16,299	16,299

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	1,420,086	—	—	1,420,086	—	—	1,420,086
建設仮勘定	767	1,738	2,505	—	—	—	—
有形固定資産計	1,420,853	1,738	2,505	1,420,086	—	—	1,420,086

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
第6回社債	2006年10月18日	9,999	9,999	2.700	一般担保	2026年9月18日	空港建設資金
第8回社債	2007年9月21日	9,997	9,997	2.380	一般担保	2027年6月18日	空港建設資金
第12回社債	2008年2月28日	9,997	9,998	2.320	一般担保	2027年12月20日	空港建設資金
第17回社債	2009年2月20日	5,000	5,000	2.460	一般担保	2028年12月20日	空港建設資金
第20回社債	2009年9月24日	9,999 (9,999)	—	1.480	一般担保	2019年9月20日	空港建設資金
第25回社債	2010年8月10日	10,000	10,000 (10,000)	1.361	一般担保	2020年6月19日	空港建設資金
第26回社債	2010年10月26日	20,000	20,000 (20,000)	1.156	一般担保	2020年9月18日	空港建設資金
第29回社債	2011年2月28日	10,000	10,000 (10,000)	1.538	一般担保	2020年12月18日	空港建設資金
第32回社債	2011年9月21日	20,000	20,000	1.164	一般担保	2021年9月17日	空港建設資金
第35回社債	2011年12月19日	10,000	10,000	1.207	一般担保	2021年12月20日	空港建設資金
第38回社債	2012年2月28日	15,000	15,000	1.112	一般担保	2021年12月20日	空港建設資金
合計	—	129,994 (9,999)	119,994 (40,000)	—	—	—	—

(注) 1. 当期末残高欄()内の金額は、1年以内に償還予定のもので、貸借対照表では流動負債として計上しています。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
40,000	45,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	摘要
短期借入金	—	580	0.33	—	
1年以内に返済予定の長期借入金	47,195	60,882	0.38	—	※1
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	185,194	172,833	1.56	2021年から 2047年まで	※1
関係会社長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	410,830	405,351	0.45	2021年から 2056年まで	
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—	
その他有利子負債	—	—	—	—	
合計	643,220	639,647	—	—	

※1. 当期末残高のうち、172,406百万円（うち1年以内に返済予定のもの7,938百万円）は無利子借入金であり、その明細は次のとおりです。

政府（国土交通省）114,960百万円、大阪府36,093百万円、大阪市18,021百万円、和歌山県1,007百万円、兵庫県1,007百万円、神戸市490百万円、徳島県261百万円、京都府166百万円、京都市107百万円、奈良県87百万円、滋賀県87百万円、三重県56百万円、福井県56百万円

（注）1. 「平均利率」については、期末借入残高（無利子借入金を除く。）に対する加重平均利率を記載しています。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	11,383	10,495	9,334	8,583
関係会社長期借入金	45,346	137,325	91,100	61,827

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ 現金及び預金

区分		金額（百万円）
預金	普通預金	0
	小計	0
計		0

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
新関西国際空港（株）	3,126
計	3,126

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円） （A）	当期発生額 （百万円） （B）	当期回収高 （百万円） （C）	当期末残高 （百万円） （D）	回収率（%） （注）1	滞留期間（日） （注）2
1,507	29,438	27,819	3,126	89.90	28.72

(注) 1 計算式 = $[C \div (A + B)] \times 100$ (注) 2 計算式 = $[(A + D) \div 2] \div (B \div 365)$

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券 ただし、必要があるときは、上記以外の株式数を表示する株券を発行することができる。
剰余金の配当基準日	3月31日
1単元の株式数	単元株制度を採用していません。
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 無料 不所持株券の発行及び分割、併合、喪失、汚損又は毀損により株券を再発行する 場合には、印紙税相当額の手数料を徴収することができる。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	— — — —
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に よる公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7 第 1 項の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | | |
|-----|---------------------|--|--------------------------|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 (自 2018年4月1日
(第35期) 至 2019年3月31日) | 2019年6月25日
近畿財務局長に提出 |
| (2) | 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項
第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書
です。 | 2019年11月15日
近畿財務局長に提出 |
| (3) | 半期報告書 | (第36期中 自 2019年4月1日
至 2019年9月30日) | 2019年12月26日
近畿財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月27日

関西国際空港土地保有株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 嘉之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 孝司	印
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている関西国際空港土地保有株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西国際空港土地保有株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。